

第
18回

シリーズ事業承継



税理士 吉川 弥生

前回の続き、持株会社活用上の留意点を説明します。

複数の後継者にそれぞれの会社を承継させたい場合の注意点

先代経営者が複数の会社を保有しており、これらの会社を持株会社化により持株会社の傘下に収めると、先代経営者が直接保有している株式は、持株会社の株式のみとなります。

後継者が1人と明確に決まっているのであれば、問題が生じることはないでしょう。しかし、複数の後継者がおり、これらの後継者にそれぞれの会社を承継させたいと先代経営者が考えているのであれば、持株会社化してしまうとかえって面倒になってしまうかもしれません。

もともと持株会社の傘下の会社をそれぞれの相続人に相続させようと先代経営者が考えていたとしても、先代経営者が亡くなった後では、その意思が相続人に伝わらず、持株会社の株式を分割してしまい、その結果、相続人間の紛争に発展することがあるかもしれません。

持株会社化に際しての税務上の取扱いの注意点

株式を売却する方式による持株会社化では、売却株主に株式譲渡益税が生じます。

完全支配関係となる場合には、グループ法人税制の対象に

グループ法人税制においては、完全支配関係がある法人間の資産の譲渡取引、寄付取引、配当等の資本関連取引等について、損益の繰延等の規定が設けられています。入念な検討が必要です。

分社化ってなに

分社化とは、1つの会社内にある複数の事業などを複数の会社に分けることをいいます。単一の事業を地域ごとや顧客ごとに分けることもあります。

一社で複数の事業を営んでおり、複数の後継者がいる場合に、事前に事業ごとに複数の会社に分社することによって、将来の紛争を回避することができます。

分社化の方法

- ① 子会社(兄弟会社)を新設して、事業譲渡を行う
- ② 子会社(兄弟会社)を新設して、現物出資を行う
- ③ 分社型会社分割(子会社を新設)を行う
- ④ 分割型会社分割(子会社を新設)を行う

それぞれの手法による税務上の取扱いなどが異なるため、会社の状況に合わせて分社化の手法を選択する必要があります。